

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について 1
- 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について 2
- 福祉施設設置運営規則の廃止について 3
- 平成 25 年度変更事業計画及び予算について 3
- 平成 26 年度事業計画及び予算について 4
- 平成 26 年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる
平均給料額について..... 4

公告第 2 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 26 年 3 月 5 日招集の第 150 回組合会において議決されたので公告する。

平成 26 年 3 月 7 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 久保田 勝 士

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 40 条第 1 項（一）の表中「1,000 分の 6.40」を「1,000 分の 6.80」に、「1,000 分の 1.90」を「1,000 分の 2.70」に改め、同項（二）の表中「1,000 分の 5.12」を「1,000 分の 5.44」に、「1,000 分の 1.52」を「1,000 分の 2.16」に改める。

第 40 条の 2 中「1,000 分の 12.80」を「1,000 分の 13.60」に改める。

第 41 条の 2 中「平成 25 年度」を「平成 26 年度」に、「1,885 円」を「1,960 円」に改める。

附則第 2 項の表中「1,000 分の 5.12」を「1,000 分の 5.44」に、「1,000 分の 1.52」を「1,000 分の 2.16」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 40 条第 1 項、第 40 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第 3 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、平成 26 年 3 月 5 日招集の第 150 回組合会において議決されたので公告する。

平成 26 年 3 月 7 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 久保田 勝 士

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和 46 年制定)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 18 条を次のように改める。

第 18 条 削除

様式第 1 号及び様式第 1 号の 2 を次のように改める。

様式第 1 号(第 8 条関係)省略

様式第 1 号の 2(第 8 条関係)省略

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

様式第 2 号(第 10 条関係)省略

様式第 3 号(第 11 条関係)省略

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の長野県市町村職員共済組合貸付規則第 13 条の規定により抵当権を設定した借受人が貸付金の償還を完了したとき、又は登記の抹消の申し出をしたときは、登記の抹消の手続きに必要な書類を借受人に交付するものとする。
- 3 前項の手続きに要する費用は、借受人の負担とする。
- 4 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公告第 4 号

福祉施設設置運営規則の廃止について

福祉施設設置運営規則を廃止する規則については、平成 26 年 3 月 5 日招集の第 150 回組合会において議決されたので公告する。

平成 26 年 3 月 7 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 久保田 勝 士

福祉施設設置運営規則を廃止する規則

福祉施設設置運営規則（平成 15 年規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

公告第 5 号

平成 25 年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 25 年度変更事業計画及び予算については、平成 26 年 3 月 5 日招集の第 150 回組合会において議決されたので公告する。

平成 26 年 3 月 7 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 久保田 勝 士

公告第 6 号

平成 26 年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 26 年度事業計画及び予算については、平成 26 年 3 月 5 日招集の第 150 回組合会において議決されたので公告する。

平成 26 年 3 月 7 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 久保田 勝 士

公告第 7 号

平成 26 年度における任意継続掛金の標準となる額の
算定の基礎となる平均給料額について

長野県市町村職員共済組合の平成 26 年度における地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 48 条第 3 項第 2 号の規定による額は、308,000 円である。

平成 26 年 3 月 7 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 久保田 勝 士